

## 「大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告」のデータ処理誤りについて

この度、これまでに公表したすべての「大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査報告」合計 18 年度分（平成 8 年度～平成 25 年度）のうち、下記の計 5 年度分の調査報告に関し、委託先事業者におけるデータ処理誤りがあり、調査報告の訂正が必要となりました（その他の計 13 年度分の調査報告についてはデータ処理誤りがなかったことを確認しています。）。

本件に係るデータ処理誤り及び調査報告の訂正に関しては、平成 27 年度第 2 回環境保健サーベイランス・局地的大気汚染健康影響検討会（平成 27 年 12 月 7 日開催）に報告するとともに、訂正により追跡解析で大気汚染（NO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>）とぜん息の発症に有意な正の関連性が認められた平成 25 年度調査報告について改めて審議を行い、下記の計 5 年度分の調査報告について訂正することとされました。

今回のデータ処理誤りはデータマネジメント及び集計解析の精度管理の不備が原因であったことから、環境省は委託先事業者に対し、各作業段階において、独立した複数名によるデータベース加工及び集計解析の実施並びに作業結果の比較検証及びプログラムによる集計解析作業の妥当性の検証等を行う仕組みの整備、作業手順の自動化等の再発防止策を講じるよう指導しました。

「大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査」は、地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係を継続して監視するための重要なシステムであり、今回の訂正について深くお詫び申し上げます。環境省としても、今後、再発防止の徹底に努めてまいりますので、引き続き御理解御協力の程よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 平成 19 年度調査報告における訂正箇所

- 「第 3 部 追跡解析」のうち、p. 246～247、p. 257～262 及び p. 264～269

《理由》

- ・追跡対象者のうち改姓群について 6 歳児調査結果と 3 歳児調査結果とのデータ統合処理を誤り、改姓群に係る 3 歳児調査結果が追跡解析用データベースに移行されなかった（※ 1）。

#### 2 平成 20 年度調査報告における訂正箇所

- 「第 1 部 平成 20 年度 3 歳児調査及び 6 歳児調査」のうち、p. 76～85

《理由》

- ・ 3 歳児調査単年度データベースにおいて、固定前のデータを用いてオッズ比を算出した（※ 2）。

- 「第 3 部 追跡解析」のうち、p. 325～327

《理由》

- ・追跡解析用データベースにおいて、固定前のデータを用いてオッズ比を算出した（※ 3）。

#### 3 平成 22 年度調査報告における訂正箇所

- 「第 3 部 追跡解析」のうち、p. 305～308、p. 310～313、p. 315～321、p. 323～324 及び p. 326～328

《理由》

- ・平成 20 年度の 3 歳児調査結果を統合データベースに移行する過程でクエリ作成を誤り、家庭内喫煙のデータが移行されなかったため（※ 4）、当該データベースを使用した平成 22 年度の追跡解析に誤りが生じた。
- ・転居歴が不明な者に対する集計変数の付与を誤った（※ 5）。

#### 4 平成 23 年度調査報告における訂正箇所

○「第 3 部 追跡解析」のうち、p. 307～310、p. 312～315、p. 317～326 及び p. 328～333

《理由》

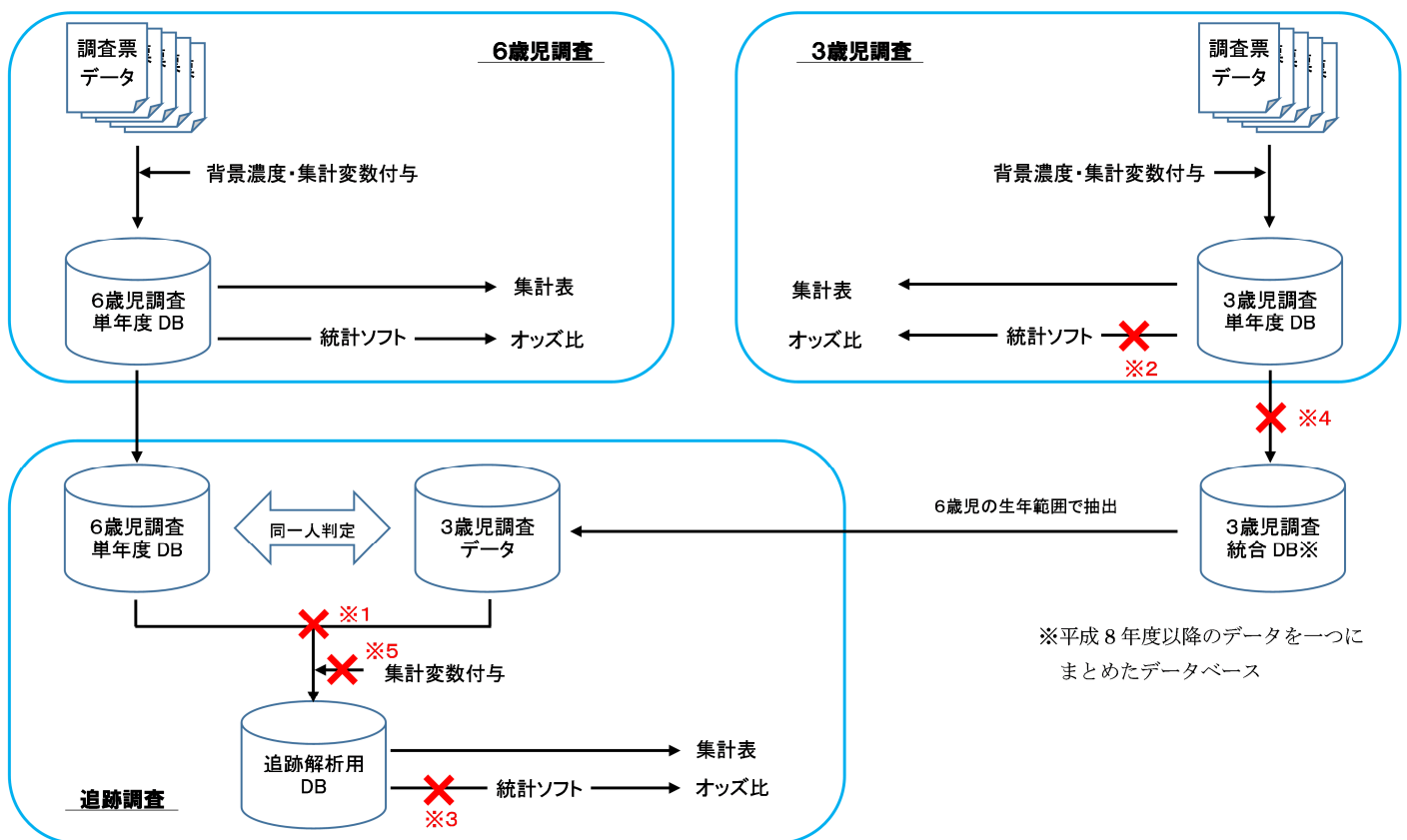
- ・平成 20 年度の 3 歳児調査結果を統合データベースに移行する過程でクエリ作成を誤り、家庭内喫煙のデータが移行されなかったため（※ 4）、当該データベースを使用した平成 23 年度の追跡解析に誤りが生じた。
- ・転居歴が不明な者に対する集計変数の付与を誤った（※ 5）。

#### 5 平成 25 年度調査報告における訂正箇所

○「第 3 部 追跡解析」のうち、p. 328、p. 331～337、p. 341～342、p. 345 及び p. 347～348

《理由》

- ・平成 21 年度の 3 歳児調査結果を統合データベースに移行する過程でクエリ作成を誤り、家庭内喫煙のデータが移行されなかったため（※ 4）、当該データベースを使用した平成 25 年度の追跡解析に誤りが生じた。



#### (参考)調査方法

3 歳児調査及び 6 歳児調査では、健康調査及び環境調査を実施して、大気汚染物質濃度とぜん息等の呼吸器症状有症率との関連性について解析、評価を行っています。また、追跡解析では、6 歳児調査に回答のあった児童のうち、該当する生年範囲の 3 歳児調査に回答のあった児童と照合し、同一人と判定でき、かつ、転居の有無が判断できる者を解析対象者として、3 歳児調査時点でぜん息でなく、6 歳児調査時点でぜん息であった者をぜん息を発症した者として、大気汚染物質濃度とぜん息発症との関連について解析、評価を行っています。